

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第3号

大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大和市内部通報審査会	内部通報に係る改善措置案につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する。	3以内
------------	---	-----

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第70号を第71号とし、第20号から第69号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

（20）内部通報審査会の委員

第2条第1項中「第69号」を「第70号」に改め、同条第2項中「前条第70号」を「前条第71号」に改める。

別表中第69号を第70号とし、第20号から第68号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

20	内部通報審査会の委員	弁護士	日額	14,000
		上記以外の委員	日額	8,900